

委第3号議案

桶川市議会委員会条例の一部を改正する条例

桶川市議会委員会条例（昭和45年桶川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の細目（以下「改正前の号の細目」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の細目（以下「改正後の号の細目」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号の細目を当該改正後の号の細目とする。
- (2) 次の表中、改正前の号の細目に対応する改正後の号の細目が存在しない場合にあっては、当該改正前の号の細目を削る。
- (3) 次の表中、改正後の号の細目に対応する改正前の号の細目が存在しない場合にあっては、当該改正後の号の細目を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
(1) 略	(1) 略
エ <u>市民生活部</u> の所掌する事務のうち <u>自治振興費、市民安全対策費、文化振興費、災害対策費、戸籍住民基本台帳費、住居表示整備費</u> 及び災害復旧費に係る事業に関する事項	エ <u>環境経済部</u> の所掌する事務のうち <u>市民安全対策費、災害対策費</u> 及び災害復旧費に係る事業に関する事項
オ 都市整備部の所掌する事務のうち 財産管理費に係る事業に関する事項	
カ 略	オ 略
キ 略	カ 略

ク 略 (2) 略 ア 総務部の所掌する事務のうち^{じんかい}塵芥処理費に係る事業に関する事項 イ 市民生活部(前号エ及び次号アに掲げる事項を除く。)に関する事項 ウ 健康福祉部(次号イに掲げる事項を除く。)に関する事項 エ 略 オ 教育委員会の所掌する事務のうち結核対策費に係る事業に関する事項 カ 略 (3) 略 ア 市民生活部の所掌する事務のうち道路新設改良費及び河川維持費に係る事業に関する事項 イ 健康福祉部の所掌する事務のうち住宅管理費に係る事業に関する事項 ウ 都市整備部(第1号オ及び前号エに掲げる事項を除く。)に関する事項 エ 教育委員会(前号オに掲げる事項を除く。)に関する事項その他教育に関する事項	キ 略 (2) 略 ア 総務部の所掌する事務のうち消費者行政推進費に係る事業に関する事項 イ 環境経済部(前号エ及び次号アに掲げる事項を除く。)に関する事項 ウ 福祉部に関する事項 エ 健康推進部に関する事項 オ 略 カ 略 (3) 略 ア 環境経済部の所掌する事務のうち道路新設改良費及び河川維持費に係る事業に関する事項 イ 都市整備部(前号オに掲げる事項を除く。)に関する事項 ウ 教育委員会に関する事項その他教育に関する事項
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月28日提出

桶川市議会議会運営委員長 佐 藤 洋

提 案 理 由

桶川市部設置条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。